

定価(本体1,800円+税)
ISBN 978-4-7724-1509-5
C3011 ¥1800E



9784772415095



1923011018002

JAPANESE
JOURNAL OF
CLINICAL
PSYCHOLOGY
*extra
edition*

臨床心理学
臨時増刊号

CERTIFIED
PUBLIC
PSYCHOLOGIST

公認心理師

一般財団法人日本心理研修センター

Ψ 金剛出版

臨床心理学
臨時増刊号

JAPANESE JOURNAL OF CLINICAL PSYCHOLOGY
extra edition
CERTIFIED PUBLIC PSYCHOLOGIST

公認心理師

一般財団法人日本心理研修センター＝編

豊かな国には豊かな場所が必要です。

国家資格「公認心理師」には

今後の課題に取り組むことで

国民の期待に応えてゆくことを期待します。

衆議院議員 河村建夫

- 1 ————— 序
- 2 ————— 公認心理師への期待
- 3 ——— 公認心理師とさまざまな連携の課題
- 4 ————— 公認心理師と各職域の課題
- 5 ——— 公認心理師に求められる知識・技能
- 6 ——— 心理支援の軸としての心理学の展望
- 7 ————— 後記

Ψ 金剛出版

公認心理師への期待

山下貴司

Takashi Yamashita

衆議院議員／心理職の国家資格化を推進する議員連盟 事務局長

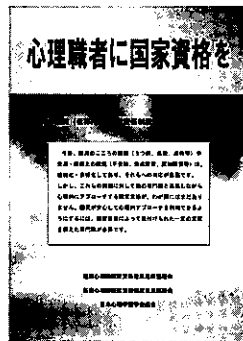
早いもので、公認心理師法が平成27(2015)年9月に成立してから一年が過ぎました。

この法律は、心理専門職分野初の国家資格を定めるものですが、この資格は、これまでの心理専門職の業務や名称の継続性に配慮しつつ、さらに国家資格をつくることを目指し、自民党で設立された心理職の国家資格化を推進する議員連盟(河村建夫会長・鴨下一郎会長代行・加藤勝信幹事長)を中心に原案を作成し、超党派で合意を得て全会一致で成立したものです。

私は、以前、検事として犯罪者や被害者の心のケアに携わっていたこともあり、議員としても、この分野に真正面から取り組みたいと思っていたところ、河村先生、鴨下先生、加藤先生からお声がかりがあって議連に入り、議連事務局長として立法化に取り組みさせていただきました。法案成立

直前は、平和安全法制を巡って与野党全面対決という空気の中で党派を超えて説明・説得に走り回り、最終的に全会一致で成立したときには、国会がこの問題に一致して一つの意志を示せたことに胸が熱くなったものでした。

もちろん法律というものは、国会議員だけでできるものではありません。公認心理師法が成立した一番大きな原動力は、医師、臨床心理士などの心理専門職や研究者等関係者の熱意でした。その出発点は、平成23(2011)年10月、臨床心理職国家資格推進連絡協議会、医療心理師国家資格制度推進協議会、日本心理学諸学会連合の三団体要望書として書かれた「心理職者に国家資格を」を作成されて心理専門職の先生方が陳情活動をされたことです。そして成立に向けても関係団体の先生方が、真っ二つに割れた国会の中で議員を一人ずつ回っていただきました。ご承知のとおり国会議員というのは世の中で最も手ごわい相手です。そん



三団体パンフレット原稿



公認心理師法案提出



公認心理師法案の趣旨説明



日本心理臨床学会で本法を解説

な議員たちにもいろいろ厳しいことを言われながらも、この国家資格について熱心に回ってくださった心理専門職の先生方がおられ、理解がどんどん広がって行って、全会一致で成立に至ったのです。その意味では、公認心理師法は、関係者の皆様の思いの詰まったこの要望書を私たち議員が所要の法的・技術的修正を加えてカタチにさせていただいたものといっていると思います。

いうまでもなく、この「公認心理師」資格は、臨床心理士をはじめ心理専門職の方々がこれまで積み上げてこられた実績を尊重し、その実績と信頼に基づいて国家資格を創ろうとしたもので、先生方が今お持ちの臨床心理士等の資格はそのままに、公認心理師という国家資格を加えるものです。

このような国家資格が加わることによって、医療や学校教育の現場におけるさまざまな制度に心理

専門職の必要性を反映させることができるでしょうし、そのことにより、心理学を学ぶ学生にも、一つの目標を示すこともできるでしょう。

本法は平成29(2017)年9月までに施行することになっており、すでに(一財)日本心理研修センターが指定試験機関に指定され、受験資格取得のためのカリキュラム等の検討会も立ち上がりつつあるなど、施行に向けた準備が進められています。公認心理師試験の実施は施行の翌年にずれ込むかもしれませんが、いずれにせよ、近い将来、この資格を持つ方が増えていくでしょう。

現在、みずから命を絶つ者が年間約2万5千人も存在しています。医療・保健の分野のみならず、職場や学校教育の現場においても、勤務上の鬱状態等に悩む方々や発達障害児をはじめとする児童・生徒に対する適切なカウンセリングが必要とされ、司法・矯正の分野でも被害者や犯罪者に対し、あるいは、東日本大震災・熊本地震などの被災者などに対し、心のケアの重要性が叫ばれています。これから社会はますます複雑化していきます。心理の専門家である先生方がもっともっと必要になるでしょう。

心理専門職の先生方のこれまでの実績と信頼を踏まえた公認心理師法の成立が、心の問題に取り組む専門家を多数輩出する一助となり、国民の健康福祉に資することとなるよう心から期待しています。



公認心理師法・全会一致で成立